


<p>No.20 奇数月1日発行</p>	<p>平成28年3月</p> <p>広報さーくる</p> 	<p style="text-align: center;">内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋市地域福祉課 ・お知らせ ・ご報告 ・さーくる発（就労準備） ・研修報告 ・編集後記
---------------------------------	---	---

「船橋市における生活困窮者自立支援制度の実施について(今年度を振り返って)」

船橋市地域福祉課

平成27年度の船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるは、平成24年12月に開設されてから3年が経過し、また当初の相談体制から大幅な拡大がありました。

事業拡大にあたり、最も大きな要因は「生活困窮者自立支援制度」の開始でした。

この制度は、日本の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標としております。

新しい制度である生活困窮者自立支援制度は、平成25年12月に成立し、平成27年4月から施行となった「生活困窮者自立支援法」が根拠法令であり、対象者は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっています。

これまで、様々な専門職が相談支援を行ってきましたが、生活が困窮している方への専門の相談支援員はいなかったのが現状です。それぞれの専門職が自分の専門の相談のみを受け、制度の狭間にいる方はどこに相談してよいかかわからず、生活保護になるまでどこにも相談ができていませんでした。

これは、生活保護制度の対象にならなければ、生活支援課のケースワーカーの相談対象にはならず、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の相談をしても対象になっていなければ、申請を却下するだけでしたが、この制度ができたことにより、制度の狭間を埋め、相談者と制度がつながります。

「生活保護の申請が却下になった方が、ご相談したいというので、さーくるを紹介しました。」など、ケースワーカーや社会福祉協議会からつながることにより、よりよい課題解決策が見つかり自立につながるように支援しております。

相談者が抱えている課題は、生活保護制度や貸付制度についてだけではなく、多重債務がある、税金を滞納している、保育料が払えない、年金が足りない、病気で働くことができない等、多種多様な相談を抱えている方がこの制度につながっています。

さーくるで生活困窮者を支援する様々な事例があるなかで、こんな事例がありました。

長期間ひきこもりの状態であった40代の方が、就労訓練の一環で、地区社会福祉協議会が実施するサロンに参加するようになり、数か月後、サロンに参加する高齢者の方々と自発的に話しし、お茶を出すようになりました。このような、小さな成功を積み重ね、また職場実習に参加するようになり、最終的には就労に結びつくことができました。

支援される側であった方が、自分の役割を見出し、支援する側になり、就労に向かうきっかけを地域が創り出し、最終的に就労に結びつきました。

さーくるへ相談されている生活困窮者で、ボランティア活動の参加をきっかけに、社会への第一歩を踏み出し、最終的に就労につながった方が多くいらっしゃいます。

本制度によって支援を受けた人は、自立をすることによって、支える人になります。

これは、地域で起こっている異変に地域の方が気付くこと、ボランティア活動に参加するという地域の居場所づくりが大切です。

生活困窮している方の相談を聞いていくと、その先には社会的孤立がみえてきています。今まで、制度や相談から遠ざかっていた方には、適切な制度につながっていない方が多く、そのような方が、適切な制度につながります。

今年度の生活困窮者自立支援制度の取り組み、今後実施するべき支援や地域づくりを検証して、よりよい船橋市にしてまいりたいと考えておりますので、関係機関の皆様におかれましては、生活にお困りの方がいらっしゃいましたら、さーくるにつないでいただきますようお願いいたします。

平成28年3月

～連絡先～

船橋市健康福祉局福祉サービス部
地域福祉課地域福祉推進係

TEL : 047-436-2314 Eメール : chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp



お知らせ

☆お知らせコーナーへ掲載を希望される団体は「さーくる（circle）」までご連絡ください。
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100

講演名	日時	場所	費用	申込み	問い合わせ他
第17回 心の健康セミナー 大人の発達障害 ～理解と支援～ 千葉県発達障害者支援センター 副センター長 田熊 立氏	平成28年3月3日(木) 14時～16時	船橋市民文化創造館きら らホール (フェイスビル6階)	入場無料	申し込み不要	お問合せ 船橋市保健所保健予防課 電話047-409-2859 主催 船橋市精神保健福祉推進協議会 船橋市医師会
弁護士・司法書士と 社会福祉士・精神保健福祉士による 「法律と福祉の無料相談会」	平成28年4月2日(土) 10時～13時	船橋市 「保健と福祉の総合相談窓 口」さーくる (船橋市湊町2-12-4 湊 町十二番館401号室)	無料	予約制 さーくるに電 話にてご予約 ください。	お問合せ 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる 電話 047-495-7111

ご報告

平成27年度 厚生労働省社会福祉推進事業 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）
第6回 現任者等スキルアップ研修



厚生労働省と法務省の共同事業として、地域生活定着支援事業が開始され、罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援が行われるようになりました。千葉県には千葉県地域定着支援センターが千葉市中央区にあります。

法務省の調査によると、毎年、刑務所から出所する受け入れ先のない満期釈放者は約7200人、そのうち1000人あまりが高齢や障がいのため自立が困難で、福祉を必要とされている方々です。調査では、刑務所や少年院などの矯正施設には、本来は福祉サービスが必要だったのに見過ごされてきた、お年寄りや障がいのある方が数多くいることや、この方たちが犯罪に至った主な理由は「困窮・生活苦」だったことが明らかになっています。

刑期を終え出所したが、親族などの受け入れ先がなく、自力で必要な福祉サービスにたどり着けない人たちは、例えば無銭飲食で再犯…というように、再度刑務所へ行くことになるリスクが高いことがわかっています。

こうした状況を予防するために、さーくるでは「地域生活定着支援センター」はもちろん、様々な制度やサービスに結びつけ、地域住民や関係機関の「つながり」を重視した支援を通し、再犯防止と予防に取り組んでおります。

研修1日目

前 厚生労働省 事務次官の村木厚子氏、法務省刑事局 刑事局長 林眞琴氏、一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 田島良昭会長の3名で「罪に問われた（犯した）高齢・障がい者支援の過去と未来」という題でお話を伺いました。印象的だったのは「村木さん自身の拘留経験が、福祉と法務の結びつきを強くした」というお話でした。

厳罰化傾向でもある中、人の生活背景を読み取る力が強化されてきたことは、福祉側としてはありがたいことです。さーくるとして、「罪を憎んで人を憎まず」という姿勢と共に、保護司や民生委員・関係機関と協働をし、その人らしい生き方のサポートを行ってまいります。

研修2日目

府中刑務所 福祉専門官の桑原行恵氏、法務省保護観察課 法務専門官の守谷哲毅氏 全定協政策・実務部会長 長崎県地域生活定着支援センター所長 伊豆丸剛司氏 PandA 法律事務所代表 弁護士/社会福祉士/全定協監事 浦崎寛泰氏から「矯正」「更生保護」「定着」「司法」の4つのセクションに分け基礎講座としてお話を伺いました。

刑期を終え出所をするが、高齢や障がいを理由に生活保護の自力申請に行くことが難しい方が年々増加しています。最近では、矯正施設の職員が生活保護の申請窓口やグループホームなど他機関の職員に引継ぐまで同席可能になってきているとのことでした。関係機関だけでなく今までの関わりのなかった他機関のつながりにより新たな可能性が広がることで再犯予防の向上につながると思いました。

さーくる 発！ ～就労準備支援事業～

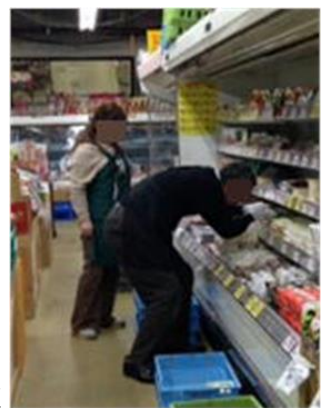
こんにちは。今回は、職場実習の様子をご報告いたします。

就労準備支援事業では、1年間という期間のある中で、生活・社会・就労のセミナーを経て、就労の準備が整った方に、職場見学や実習などの実践に参加していただいています。昨年、市役所すぐそばのスーパー（協力企業：株式会社山田屋アタック）にて、品出しの実習をさせていただきました。

スーパーの開店準備は6時から始まります。実習中に任せていただいた仕事は、当日の早朝に納品された商品を陳列棚に並べる仕事です。まず、商品の入った段ボール等を、商品の陳列棚の前に積みます。商品を傷つけないような箱の開ける、陳列の際の商品名やバーコードで確認する、お客様が手に取りやすいように見やすいような陳列をするなど、陳列の一連作業には様々な注意事項があります。

平成27年8月から、さーくるの就労準備支援事業に通い始められたAさん、就労経験は殆どありませんが、約束の日には誰よりも早く来て、他のメンバーさんの到着を待つ方です。地域ふれあいサロンでのボランティアや就労準備セミナー・企業見学を経て、この実習に臨まれました。お店の方に、挨拶のタイミング・分からなことを質問するタイミング、クッション言葉を使つての話し方等、様々なことを教わりながら、新たな課題を見つけ振り返りを重ねました。課題については、就労準備セミナーで取り上げ、他のメンバーさんと一緒に考え、実際にロールプレイしたりしました。

徐々に自信をつけたAさんは、系列のアタックで採用されました。今は週3回、朝の品出しの仕事で、休まず勤務されています。アセスメントの中で、「物を並べることが好き」と話されていたAさん、今は勤務先の上司から、「お客様の立場になる」、「売り上げをあげること」などを指導され、ご自身の中で更なる意欲を持ち仕事をされています。今後も、何か困ったことがあった時には、1人ではなく一緒に考えていけるよう支援しながら、ご本人の意向に沿った職場定着をご支援したいと思っています。



**研修報告 ～介護研修～
「ICFについて」**



～ ICFとは？ ～

人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択された概念です。特徴としては、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えられたことです。

例えば、足が不自由で車椅子を使用している人がエレベーターのない駅を利用できないとき、「社会的不利は疾病が原因」と考えます。確かに「疾病」が原因かもしれませんが、エレベーターがあったり、誰かが手を貸してくれば、駅を利用することができます。本人の生活と人生についてはその人が専門家であるという視点を取り入れ、本人を中心にした支援を行うことが大切です。

【発行・編集】

社会福祉法人 生活クラブ風の村
船橋市委託事業
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）
所在地 船橋市湊町2-12-4 湊町十二番館ビル4階 401号室
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100
HP <http://www.kazenomura.jp> Email circle@kazenomura.jp
～あなたの尊厳を守ります。～

2月も、終盤にさしかかり、少しずつですが春の訪れを感じる今日この頃となりました。外を歩けば、梅の花が、可愛らしく咲いていて、ほっとした気持ちになります。さて、さーくるが移転、拡張してから、もう1年を迎えようとしております。新しい職員の名前や顔を少しでも知っていただく機会を増やせたくて、か。開所からずっと大切にしていることは、顔と顔の見える関係作りです。この1年お世話になった皆様との関係を大切にしつつ、新しく迎える新年度も、様々な方々とつながり支援の輪を広げていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

（K）
編集後記